

議案第 37 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「〔法〕という。）」の次に「、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 12 条の次に次の 2 条を加える。

（制限の緩和に係る用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料）

第 12 条の 2 法第 86 条の 7 第 1 項の規定の適用を受ける令第 137 条の 12 第 6 項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1 件につき 27,000 円とする。

（制限の緩和に係る形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料）

第 12 条の 3 法第 86 条の 7 第 1 項の規定の適用を受ける令第 137 条の 12 第 7 項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1 件につき 27,000 円とする。

第 19 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。